

平成30年11月定例会

総務委員会説明資料

政策創造部

目 次

提 出 予 定 案 件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総括表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	2

2 その他の議案等

(1) 条例案	-----	3
---------	-------	---

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源							
				国支出金	使用料 手数料	寄付	財産収入	繰入金	諸収入	県 債	
総 合 政 策 課	1,058,358		1,058,358	155,457			272	9,200	9		893,420
広 域 行 政 課	1,102,672	624,000	1,726,672	(624,000) 640,100		700		3,000			1,082,872
統 計 デ ー タ 課	333,882	6,700	340,582	(6,700) 277,765					100		62,717
東 京 本 部	204,579		204,579	200			824				203,555
大 阪 本 部	202,345		202,345				1,156	20,588	3,156		177,445
県立総合大学校本部	290,139		290,139	7,500			1,187	10,210	510		270,732
地 方 創 生 局	3,603,554		3,603,554	111,684	50			187,000	562,801	1,502,000	1,240,019
計	6,795,529	630,700	7,426,229	(630,700) 1,192,706	50	700	3,439	229,998	566,576	1,502,000	3,930,760

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

広域行政課
一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
企 画 総 務 費	12,605		12,605	
計 画 調 査 費	1,087,327	624,000	1,711,327	① 地方大学・地域産業創生支援費 (624,000) ア 地方大学・地域産業創生事業 624,000
商 業 総 務 費	2,740		2,740	
広域行政課 合 計	1,102,672	624,000	1,726,672	

統計データ課
一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	2,000		2,000	
統 計 調 査 総 務 費	184,170		184,170	
委 託 統 計 調 査 費	146,139		146,139	
県民経済基本調査費	1,573	6,700	8,273	① 加工統計調査費 (6,700) ア (新) データに基づく政策立案(EBPM)推進事業 6,700 ※EBPM (Evidence-Based Policy Makingの略) 政策の目的や効果を上げる手段等を, 統計データ等による証拠に基づいて 明確にするための取組
統計データ課 合 計	333,882	6,700	340,582	

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）

ア 改正の理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 肝炎の検査費用の助成に関する事務であって規則で定めるものを本人確認情報を利用することができる事務とすることとする。
- (イ) その他所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(地域振興課)

ア 改正の理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 肝炎の検査費用の助成に関する事務であって規則で定めるものを個人番号を利用することができる事務とすることとする。
- (イ) 学校の設置者は、知事又は教育委員会による個人番号を利用することができる事務（以下「独自利用事務」という。）の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができることとする。
- (ウ) 独自利用事務の処理において県の執行機関が自ら保有する特定個人情報を利用するための規定を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行する。